

学校(コミュニティ・スクール)

学校運営協議会

学校運営・その運営に必要な
支援に関する協議など

【委員】

- ・保護者
- ・地域住民
- ・地域学校協働
活動推進員
- ・地元企業
- ・有識者 等



- ・学校が把握している「問題」「課題」の共有
- ・家庭や地域が日頃感じている「問題」「課題」の共有
- ・子どもに対する「想い」「願い」の共有
- ・これからの社会において必要な資質能力の共有

課題や想い、必要な資質能力等を踏まえた
「目指す子ども像」の共有

学校運営協議会の主な3つの機能

- ・校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**する。
- ・**学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる。
- ・**教職員の任用に関して**、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に**意見を述べる**ことができる。

地 域

地域学校協働本部

- 【本部の3つの機能】
- ・コーディネート機能
 - ・多様な活動
 - ・継続的な活動

幅広い地域住民や団体等の
参画により形成された
緩やかなネットワーク

地域学校協働活動

委員として参画

人材や活動を
コーディネート

地域学校協働活動 推進員

(地域コーディネーター)

「地域学校協働活動推進員」は、教育委員会が委嘱する地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターです。



「地域学校協働活動」の実施

※「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で「子どもたちの学びや成長を支える」とともに、「学校を核とした地域づくり」に向けて教育課程内外問わず行う、社会総掛かりによる様々な教育活動です。

「学校運営協議会」と一体的に推進することで、相乗効果を発揮し、学校運営の改善と地域づくりに資する活動が一層進んでいくことが期待されます。